

## 工事請負契約書

1. 工事名 灰塚配水場ポンプ室築造工事に伴う配水ポンプ設備工事

2. 工事場所 (自)大東市灰塚四丁目1番1号地先  
(至)大東市灰塚四丁目1番1号地先

3. 工事期間 平成25年9月26日(木)から

平成26年10月20日(月)まで 390日間

4. 請負金額 ¥98,045,850 円  
うち取引に係る消費税額等 ¥4,668,850 円

『取引に係る消費税額等』は消費税法第28条第1項及び第29条の規定並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、請負代金額に5／105を乗じて得た額である。

5. 契約保証金 大東市水道事業会計規程第102条第1号の規定による

6. 支払条件 約款に記載

### 7. 解体工事に要する費用等

当該契約が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、(1)分別解体等の方法、(2)解体工事に要する費用、(3)再資源化等をするための施設の名称及び所在地、(4)再資源化等に要する費用について、それぞれ別添書面に記載する。

尚、対象建設工事以外の工事の場合には、この項目を適用除外とする。

上記工事について、発注者 大東市水道局と受注者 クボタ機工株 大阪支店  
とは、おのおの対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって請負契約を  
締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書 2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自 1通を保有する。

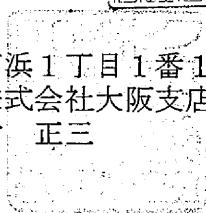
平成25年 9月25日

発注者 住所 大東市灰塚四丁目1番1号  
大東市水道局

氏名 大東市水道事業管理者職務代理者  
水道局長 松本 利一

受注者 住所 兵庫県尼崎市浜1丁目1番1号  
クボタ機工株式会社大阪支店

氏名 支店長 西村 正三





## 工事請負変更契約書

1. 工事名 灰塚配水場ポンプ室築造工事に伴う配水ポンプ設備工事

2. 工事場所 (自) 大東市灰塚四丁目1番1号地先  
(至) 大東市灰塚四丁目1番1号地先

平成25年9月25日付け契約締結された上記工事について、原契約の一部を次のとおり変更する。

記

1. 支払条件の変更 部分払を2回に変更する。

本変更契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成26年 3月19日

発注者住所 大東市灰塚四丁目1番1号

大東市水道局

氏名 大東市水道事業管理者職務代理者

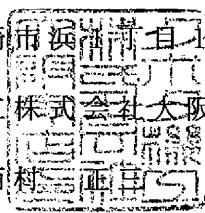
水道局長 松本 岡山内担当者

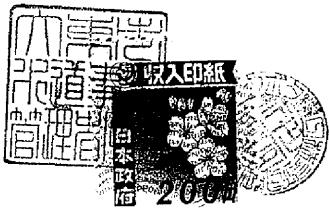


受注者住所 兵庫県尼崎市浜浦町1番1号

クボタ機工株式会社大阪支店

氏名 支店長 西村





## 工事請負変更契約書

1. 工事名 灰塚配水場ポンプ室築造工事に伴う配水ポンプ設備工事

2. 工事場所 (自) 大東市灰塚四丁目1番1号地先  
(至) 大東市灰塚四丁目1番1号地先

平成25年9月25日付け契約締結された上記工事について、原契約の一部を次のとおり変更する。

3. 工事期間 平成25年9月26日(木)から  
平成27年3月24日(火)まで 545日間

本変更契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

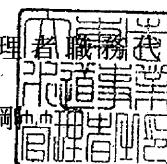
平成26年10月20日

発注者住所 大東市灰塚四丁目1番1号

大東市水道局

氏名 大東市水道事業管理者職務代理者

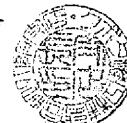
水道局長 松本

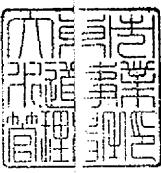


受注者住所 兵庫県尼崎市浜池町1番1号

クボタ機工株式会社大阪支店

氏名 支店長





08000  
北川 A 743

## 工事請負契約書

1. 工事名 灰塚配水場ポンプ室築造工事に伴う電気計装設備工事
2. 工事場所 (自)大東市灰塚四丁目1番1号地先  
(至)大東市灰塚四丁目1番1号地先
3. 工事期間 平成25年9月26日(木)から  
平成26年10月20日(月)まで 390 日間
4. 請負金額 ¥218,839,950 円  
うち取引に係る消費税額等 ¥10,420,950 円
- 『取引に係る消費税額等』は消費税法第28条第1項及び第29条の規定並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、請負代金額に5／105を乗じて得た額である。
5. 契約保証金 大東市水道事業会計規程第102条第1号の規定による
6. 支払条件 約款に記載
7. 解体工事に要する費用等

当該契約が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、(1)分別解体等の方法、(2)解体工事に要する費用、(3)再資源化等をするための施設の名称及び所在地、(4)再資源化等に要する費用について、それぞれ別添書面に記載する。

尚、対象建設工事以外の工事の場合には、この項目を適用除外とする。

上記工事について、発注者 大東市水道局と受注者 株式会社日立製作所 関西支社とは、おのおの対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

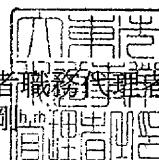
本契約の証として本書 2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自 1通を保有する。

平成25年 9月25日

発注者 住所 大東市灰塚四丁目1番1号

大東市水道局

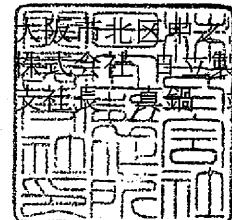
氏名 大東市水道事業管理者職務代理者  
水道局長 松本 岡



受注者 住所 大阪府北区中之島二丁目3番18号

株式会社 日立製作所関西支社

氏名 支社長 岩瀬 一精



000200

1 MA 745

## 工事請負変更契約書

1. 工事名 灰塚配水場ポンプ室築造工事に伴う電気計装設備工事

2. 工事場所 (自) 大東市灰塚四丁目1番1号地先  
(至) 大東市灰塚四丁目1番1号地先

平成25年9月25日付け契約締結された上記工事について、原契約の一部を次のとおり変更する。

記

1. 支払条件の変更 部分払を2回に変更する。

本変更契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

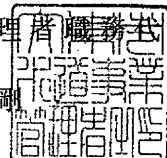
平成26年 3月19日

発注者住所 大東市灰塚四丁目1番1号

大東市水道局

氏名 大東市水道事業管理官職務代理者

水道局長 松本 勝

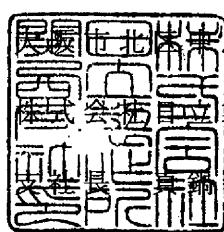


受注者住所 之島二丁目3番18号

会社名 製作所関西支社

氏名

靖



000200

北 M A 745

## 工事請負変更契約書

1. 工事名 灰塚配水場ポンプ室築造工事に伴う電気計装設備工事

2. 工事場所 (自) 大東市灰塚四丁目1番1号地先  
(至) 大東市灰塚四丁目1番1号地先

平成25年9月25日付け契約締結された上記工事について、原契約の一部を次のとおり変更する。

3. 工事期間 平成25年9月26日(木)から  
平成27年3月24日(火)まで 545日間

本変更契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成26年10月20日

発注者住所 大東市灰塚四丁目1番1号

大東市水道局

氏名 大東市水道事業管理者職

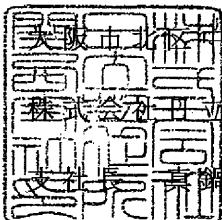


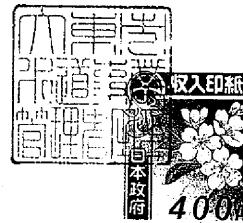
水道局長 松本 剛

受注者住所 大阪市北区之島二丁目3番18号

製作所関西支社

氏名 靖





## 工事請負契約書

1. 工事名 灰塚配水場ポンプ室築造工事に伴う場内配管工事(1期)

2. 工事場所 (自)大東市灰塚四丁目1番1号地先  
(至)大東市灰塚四丁目1番1号地先

3. 工事期間 平成25年9月26日(木)から

平成26年1月31日(金)まで 128日間

4. 請負金額 ¥1,732,500 円  
うち取引に係る消費税額等 ¥82,500 円

『取引に係る消費税額等』は消費税法第28条第1項及び第29条の規定並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、請負代金額に5／105を乗じて得た額である。

5. 契約保証金 大東市水道事業会計規程第102条第1号の規定による

6. 支払条件 前払金 一一一円以内  
部分払い 一一一回、および竣工払。

### 7. 解体工事に要する費用等

当該契約が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、(1)分別解体等の方法、(2)解体工事に要する費用、(3)再資源化等をするための施設の名称及び所在地、(4)再資源化等に要する費用について、それぞれ別添書面に記載する。

尚、対象建設工事以外の工事の場合には、この項目を適用除外とする。

上記工事について、発注者 大東市水道局と受注者 (株)ニシムラ  
とは、おのおの対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

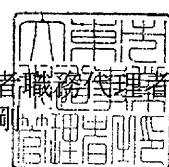
本契約の証として本書 2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自 1通を保有する。

平成25年 9月25日

発注者 住所 大東市灰塚四丁目1番1号

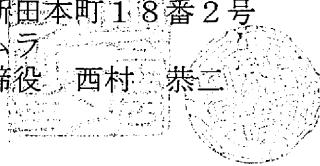
大東市水道局

氏名 大東市水道事業管理者職務代理者  
水道局長 松本 剛



受注者 住所 大東市新田本町18番2号

氏名 代表取締役 西村 恒二



## 工事請負変更契約書

1. 工事名 灰塚配水場ポンプ室築造工事に伴う場内配管工事（1期）

2. 工事場所 (自) 大東市灰塚四丁目1番1号地先  
(至) 大東市灰塚四丁目1番1号地先

平成25年9月25日付け契約締結された上記工事について、原契約の一部を次のとおり変更する。

### 記

1. 請負代金額の変更 原請負代金額を￥1,012,200円増額する。  
(うち消費税額等￥48,200円)

2. 工事内容の変更 別紙変更設計書及び関係図書のとおり

3. 工事期間 工事期間

平成25年9月26日（木）から  
平成26年1月31日（金）まで 128日間

本変更契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

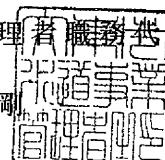
平成26年 1月 9日

発注者住所 大東市灰塚四丁目1番1号

大東市水道局

氏名 大東市水道事業管理者

水道局長 松本剛

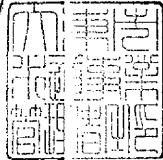


受注者住所 大東市新田本町182番2号

株ニシムラ

氏名 代表取締役 西村恭二





## 工事請負契約書

1. 工事名 灰塚配水場ポンプ室築造工事に伴う場内配管工事(2期)

2. 工事場所 (自)大東市灰塚四丁目1番1号地先  
(至)大東市灰塚四丁目1番1号地先

3. 工事期間 平成26年7月4日(金) から

平成27年3月20日(金) まで 260日間

4. 請負金額 ¥36,061,200 円  
うち取引に係る消費税額等 ¥2,671,200 円

『取引に係る消費税額等』は消費税法第28条第1項及び第29条の規定並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、請負代金額に8／108を乗じて得た額である。

5. 契約保証金 大東市水道事業会計規程第146条第2項第1号の規定による

6. 支払条件 前払金 ¥14,400,000 円以内  
部分払い 一一回、および竣工払。

### 7. 解体工事に要する費用等

当該契約が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、(1)分別解体等の方法、(2)解体工事に要する費用、(3)再資源化等をするための施設の名称及び所在地、(4)再資源化等に要する費用について、それぞれ別添書面に記載する。

尚、対象建設工事以外の工事の場合には、この項目を適用除外とする。

上記工事について、発注者 大東市水道局と受注者 藤設備工業  
とは、おのおの対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書 2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自 1通を保有する。

平成26年7月3日

発注者住所 大東市灰塚四丁目1番1号

大東市水道局

氏名 大東市水道事業管理者職務代理者  
水道局長 松本 剛



受注者住所 大阪府大東市錦町12番13号

氏名 藤 設 備 工 業

代表者 南口久美子



# 工事請負変更契約書



1. 工事名 灰塚配水場ポンプ室築造工事に伴う場内配管工事（2期）

2. 工事場所 (自) 大東市灰塚四丁目1番1号地先  
(至) 大東市灰塚四丁目1番1号地先

3. 工事期間 平成26年7月4日(金)から  
平成27年3月20日(金)まで 260日間

平成26年7月3日付け契約締結された上記工事について、原契約の一部を次  
とおり変更する。

## 記

1. 請負代金額の変更 原請負代金額を￥6,549,120円増額する。  
(うち消費税額等￥485,120円)

2. 工事内容の変更 別紙変更設計書及び関係図書のとおり

本変更契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保  
有する。

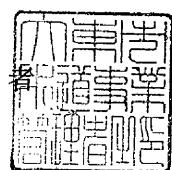
平成26年12月18日

発注者 住所 大東市灰塚四丁目1番1号

大東市水道局

氏名 大東市水道事業管理者職務代理者

水道局長 松本 剛

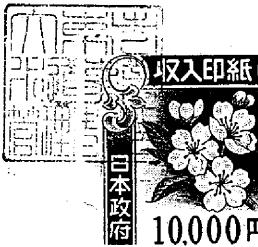


受注者 住所 大東市錦町12番13号

藤設備工業

氏名 代表者 南口 久美子





## 工事請負契約書

1. 工事名 灰塚配水場ポンプ室取扱撤去工事

2. 工事場所 (自)大東市灰塚四丁目1番1号地先  
(至)大東市灰塚四丁目1番1号地先

3. 工事期間 平成27年1月8日(木)から

平成27年3月24日(火)まで 76日間

4. 請負代金額 ¥13,500,000 円  
うち取引に係る消費税額等 ¥1,000,000 円

『取引に係る消費税額等』は消費税法第28条第1項及び第29条の規定並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、請負代金額に8／108を乗じて得た額である。

5. 契約保証金 大東市水道事業会計規程第146条第2項第1号の規定による

上記工事について、発注者 大東市水道局と受注者 倍三住建設

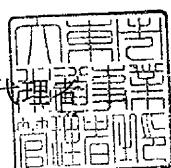
とは、おのおの対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書 2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自 1通を保有する。

平成27年1月7日

発注者 住所 大東市灰塚四丁目1番1号  
大東市水道局

氏名 大東市水道事業管理者職務代理者  
水道局長 松本剛



受注者 住所 大阪府大東市曙町2番6号

氏名 株式会社三住建設

代表取締役 有田三千子





## 工事請負契約書

1. 工事名 新設灰塚ポンプ室防犯装置設置工事
2. 工事場所 (自)大東市灰塚四丁目1番1号地先  
(至)大東市灰塚四丁目1番1号地先
3. 工事期間 平成27年1月19日(月)から  
平成27年2月17日(火)まで 30日間
4. 請負代金額  
うち取引に係る消費税額等 ¥844,560 円  
¥62,560 円

『取引に係る消費税額等』は消費税法第28条第1項及び第29条の規定並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、請負代金額に8／108を乗じて得た額である。

5. 契約保証金 大東市水道事業会計規程第146条第2項第5号の規定による免除

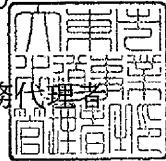
上記工事について、発注者 大東市水道局と受注者 吉田機電舗大阪支店  
とは、おのおの対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって請負契約を  
締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。  
本契約の証として本書 2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自 1通を保有する。

平成27年1月16日

発注者 住所 大東市灰塚四丁目1番1号

大東市水道局

氏名 大東市水道事業管理者職務代理者  
水道局長 松本 剛



受注者 住所

大阪市東成区東中筋5丁目15番19号

氏名 吉田機電舗  
吉田機  
取締役  
支店長

